

令和 7 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数公表します。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数をお知らせします。

○行政職

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	30 人	8.3%	主事 技師 保育士 保健師	20 人 5 人 3 人 2 人	103 人	28.4%	主事級
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	73 人	20.1%	主事 技師 保育士 保健師	54 人 1 人 14 人 4 人			
3 級	主任の職務	93 人	25.6%	主任 主任栄養士 主任保育士 主任保健師 再任用(主任級)	69 人 2 人 12 人 8 人 2 人	93 人	25.6%	主任級
4 級	主査の職務	70 人	19.3%	主査 上席保育士 館長(主査級) 再任用(主査級)	54 人 8 人 1 人 7 人	70 人	19.3%	主査級
5 級	課長補佐又は主幹の職務	59 人	16.3%	課長補佐 指導主事 主幹 室長(課長補佐級) 館長(主幹級)	13 人 3 人 41 人 1 人 1 人	59 人	16.3%	課長補佐級
6 級	課長の職務	28 人	7.7%	課長 室長(課長級) 副参事 主任指導主事	25 人 1 人 1 人 1 人	28 人	7.7%	課長級
7 級	部長又は参事の職務	10 人	2.8%	部長 参事 会計管理者 事務局長	7 人 1 人 1 人 1 人	10 人	2.8%	部長級
合 計		363 人	100%					

※（％）は各項目で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

○技能労務職

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	校務員、土木工手等労務職員の職務	3人	30.0%	調理員 校務員 再任用（校務員）	1人 1人 1人	3人	30.0%	労務職員
2級	自動車運転手、作業員等技能職員の職務	6人	60.0%	調理員主任 校務員主任	1人 2人	3人	30.0%	労務主任
	校務員、土木工手等労務職員の主任の職務			作業員 再任用（作業員）	2人 1人			3人
3級	自動車運転手、作業員等技能職員の主任の職務又はこれに相当する職務	0人	0%		0人	0人	0%	技能主任
4級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能主査の職務	1人	10.0%	技能主査	1人	1人	10.0%	技能主査
合計		10人	100%					

※（％）は各項目で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。